

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 5 日（火）第3226号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（4件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（2件）（南薩地域振興局取扱い） 4
（大島支庁取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 4
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会取扱い） 5
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所（選挙管理委員会取扱い） 6
- 鹿児島県知事選挙における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会取扱い） 6

参 議 選 告 示

- 参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場所（選挙管理委員会取扱い） 6
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場所（選挙管理委員会取扱い） 6

鹿 児 島 県 知 事 選 挙 選 挙 長 告 示

- 鹿児島県知事選挙における選挙立会人の選任に伴うくじを行う日時及び場所（選挙管理委員会取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7

雑 報

- 平成28年度行政書士試験公告（一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い） 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 675 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年 7 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町鳥丸字板屋920番 4

- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第676号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町黒木字岩下1203番5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第677号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町藤川字上川原468番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第678号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年 7 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町柵野字中間548番1, 548番2, 588番1, 588番2
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年 7 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人みゆき会	日置市日吉町日置390-1	ローズ訪問看護ステーション	日置市日吉町日置403	平成28年7月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第680号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成28年 7 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター 西之表市西之表7463番地	名称	社会医療法人義順顕彰会田上病院	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年7月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市広木二丁目4274番25地先から4274番15地先まで	前後	20.0～28.5 19.6～25.7	35.0 35.0

南薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年7月5日

南薩地域振興局長 森山健二

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人希望の郷居宅介護事業所	指宿市西方492番地1	特定非営利活動法人希望の郷	指宿市西方492番地1	谷口タダヨ	平成28年6月14日	居宅介護・重度訪問介護

大島支庁告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年7月5日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型支援事業所ジョイワーク奄美	大島郡龍郷町浦字脇田1820番地	社会福祉法人瑞穂会	大島郡龍郷町浦字脇田1820番地	堅山 秀海	平成28年5月31日	就労移行支援

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年7月5日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年7月5日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年7月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ鹿児島
鹿児島市中央町1番地1 外7筆
- 2 変更事項
駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 変更前 第1駐輪場 駅ビル西側 500台
第2駐輪場 建物敷地北西側 175台
第3駐輪場 建物敷地北東側 180台
第4駐輪場 建物敷地南側 137台
 - (2) 変更後 第1駐輪場 駅ビル西側 500台
第2駐輪場 建物敷地北西側 175台
第3駐輪場 建物敷地北東側 180台
第4駐輪場 建物敷地南側 66台
第5駐輪場 建物敷地南東側 71台
- 3 変更年月日
平成29年 2 月21日
- 4 届出年月日
平成28年 6 月20日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 7 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(2工区)
西之表市西之表字上ノ河16063番2の一部、16063番3の一部、16063番8の一部、16064番1の一部、16064番3の一部、16064番4の一部、16064番8の一部、16065番1の一部、16066番1の一部、16067番の一部、16067番1の一部、16068番の一部、16069番の一部、16075番の一部、16076番の一部、16078番5の一部、16078番6の一部、16078番7の一部、16078番8の一部、16078番9の一部、16078番10の一部、16078番11の一部、16078番21の一部、16078番39の一部、16078番40の一部、16078番41の一部、16078番42の一部、16078番43の一部、16078番44の一部及び16078番52の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市南栄五丁目10番9号
株式会社西川グループ本社
代表取締役 西川明寛

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第35号

平成28年 7 月10日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりとする。

平成28年 7 月 5 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 日時
平成28年 7 月13日 午後 1 時30分から
- 2 場所
鹿児島県庁 7 - A - 2 会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎7階）

鹿児島県選挙管理委員会告示第36号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりとする。

平成28年7月5日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 日時

平成28年7月13日 午後1時30分から

2 場所

鹿児島県庁7-A-2会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎7階）

鹿児島県選挙管理委員会告示第37号

平成28年7月10日執行の鹿児島県知事選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年7月5日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 日時

平成28年7月13日 午後1時30分から

2 場所

鹿児島県庁7-A-2会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎7階）

参 議 選 告 示**参議選告示第2号**

平成28年7月10日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成28年7月5日

参議院鹿児島県選出議員選挙選挙長 前田和博

1 日時

平成28年7月8日 午後5時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階）

参議選告示第3号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成28年7月5日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 井伊 眞

1 日時

平成28年7月8日 午後5時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階）

鹿児島県知事選挙選挙長告示**鹿児島県知事選挙選挙長告示第2号**

平成28年7月10日執行の鹿児島県知事選挙における選挙立会人の選任に伴うくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年7月5日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 日時

平成28年 7 月 8 日 午後 1 時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎 6階）

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第72号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年 7 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	クレアの秘宝伝眠りの塔と目覚めの石/A2	株式会社大都技研	6S0476
回胴式遊技機	パチスロ BLOOD+ 二人の女王/XA	タイヨーエレクトリック株式会社	6S0606

雑 報

平成28年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る平成28年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 5 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部力

1 試験の期日

平成28年11月13日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6番10号）
- (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，平成28年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解の中から出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

* 記述式は，40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成28年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること。平成28年9月2日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

7,000円（払込み方法については、試験案内に掲載する。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。）

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において、平成28年8月1日（月）から同年9月2日（金）までの間、配布する。なお、郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号：横240mm，縦332mm，A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、一般財団法人行政書士試験研究センター（請求宛先：郵便番号100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）へ郵便で請求すること（平成28年8月26日（金）までに必着のこと）。

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1番22号）

(カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町12番地）

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）

(ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590番地）

(ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号）

(コ) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

顔写真の画像データ（縦横比4：3の割合のもの）を用意し、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。なお、インターネット出願に関する問合せ先は、同ホームページに登載する。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A, M a s t e r, U C, J C B, アメリカーン・エクスプレス, D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン, ローソン, ファミリーマート, セイコーマート, サークルK, サンクス, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, スリーエフ

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

(ア) 平成28年8月1日（月）午前9時から同月30日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成28年8月30日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

(イ) 最終日（平成28年8月30日（火））は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込

むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

平成29年1月31日（火）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページでも合格者の受験番号を公表する。

7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700